

類型指定における利用目的に応じた COD 環境基準値設定の考え方

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	利用目的に応じた基準値設定の考え方	印旛沼 手賀沼
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	1 mg/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>1mg/l 以下では、ほとんど人為的な汚染がないと考えられる。</li> <li>貧栄養湖のうち特に正常な水域を好む水産生物（例：ヒメマス）が生息する場合。</li> </ul>	—
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道について、水道法に基づく水道水質基準は過マンガン酸カリウム消費量で 10mg/l 以下となっているが、それを COD に換算すると 2.5mg/l 以下となる。また、厚労省の調査によると、水源湖沼のほとんどが COD 3mg/l 以下であり、この実態と処理過程での技術能力から AA・A 類型の基準値が設定された。</li> <li>貧栄養湖のうち、普通程度のもの及び富栄養湖のうち比較的正常な水域を好む水産生物（例：アユ）が生息する場合。</li> <li>水浴について、3mg/l 以下であれば特に問題を生じない。</li> </ul>	印旛沼
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	5 mg/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通の富栄養湖でコイやフナが生息する場合。</li> <li>農業用水としては、COD が高いと土壌の還元促進などにより、稲の活力低下や根腐れが発生する。試験結果からは 6 mg/l 以下であることが望ましいとされている。</li> </ul>	手賀沼
C	工業用水 2 級 環境保全	8 mg/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水の水源や環境保全の面からは、8 mg/l であれば問題は生じない。</li> </ul>	—